別表［ＦＥＮＩＣＳ　ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　ＩＤマネージャー］

１．　ネットワークサービスの提供
当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、「かもめエンジニアリング株式会社」（以下「かもめ社」という）が運営する第４項記載のネットワークサービス（以下「本サービス」という）を、「ＦＥＮＩＣＳ　ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　ＩＤマネージャー」と称し提供します。

２．　サービスの概要・構成
本サービスは、甲が甲設備からインターネット上の各種ＳａａＳへアクセスする際のアカウント情報（ＩＤ／パスワード、権限情報等）を統合的に管理するための機能について、乙が提示する「ＦＥＮＩＣＳ　ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　ＩＤマネージャー　サービス詳細説明書」（以下「サービス詳細説明書」という）に記載の提供機能（以下「提供機能」という）を利用出来るようにするサービスです。

［ＦＥＮＩＣＳ　ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　ＩＤマネージャー］
│
├─　初期サービス
└─　利用サービス

３．　サービス実施の前提条件
（１）　本サービスの実施者がかもめ社であることを了承するものとします。甲は本サービスの利用にあたり、かもめ社が提示する「Ｋｅｙｓｐｉｄｅｒ利用規約」（以下「利用規約」という）につき、かもめ社に対し同意するものとします。なお、利用規約と本契約との間に相違がある時には、利用規約が優先して適用されるものとします。ただし、利用規約のうち、契約金額および支払いに関する条項は適用されず、甲は契約金額をかもめ社に直接支払う必要は無いものとします。
（２）　甲は乙が指定する書面（以下「サービス申請書」という）に必要事項を記入し、乙に交付するものとします。なお、サービス申請書に記載された情報（本サービスに係る甲の管理者その他の者の氏名、住所、連絡先電話番号、およびＥ－ｍａｉｌアドレス等）は、乙からかもめ社に開示されることを、甲は予め了承するものとします。
（３）　甲は本サービスの実施期間中にサービス詳細説明書および提供機能が予告なく変更される場合があることを了承するものとし、サービス詳細説明書および提供機能の変更により本サービスの操作方法に変更が生じた場合であっても、乙に対してなんら異議をとなえないものとします。また、本書とサービス詳細説明書とで異なる定めがある場合、サービス詳細説明書の定めが優先して適用されるものとします。
（４）　甲は甲設備をインターネットに接続するための、本別表およびサービス詳細説明書記載の条件を満たす甲設備の準備と設定を甲の費用と負担で行うものとします。
（５）　甲は次の各号に定める条件にあらかじめ同意し、これを遵守するものとします。
a.　本サービスを甲自身の業務のためにのみ利用し、第三者の利用の目的やその他の目的に利用しないこと。
b.　本サービスについて適用される運用条件、ポリシーおよび手順（以下総称して「運用条件等」という）に従うこと。なお、運用条件等は本別表で定めるまたは本別表が参照する情報、サービス詳細説明書に記載の情報、および乙がＥ－ｍａｉｌ等で甲に通知する情報を含みます。
（６）　甲は日本国内の法人であるものとします。
（７）　甲は本サービスを利用する国または地域で適用される法律に従うものとします。
（８）　甲は本サービスに関する甲の窓口として定める管理者（以下「甲管理者」という）を予め選定し、乙に通知するものとします。また、甲は、甲管理者に変更がある場合は、事前に乙に通知するものとします。
（９）　乙は甲が本サービスを利用することにより乙が甲のために準備するかもめ社のハードウェアやソフトウェアから構成されるシステム（以下総称して「乙サービス環境」という）に保存されるデータ（以下「甲データ」という）について、本サービスを実施するために必要な範囲で閲覧することが出来るものとします。また、乙は法令により第三者への甲データの開示を要請された場合、当該要請にかかる範囲内で甲データを第三者に開示することが出来るものとします。
（１０）　甲はかもめ社が準備する乙サービス環境および提供条件の変更に伴い、乙が本サービスのサービス詳細説明書、提供機能または契約金額を変更することがあることを了承するものとします。また、契約金額が変更となる場合、甲は乙からの申し出に従い、変更契約の締結に応じるものとします。

４．　サービスの内容
（１）　初期サービス
乙は、第（３）号に定める利用サービスを利用するために必要な以下の作業を実施します。

ａ．初期設定
乙は、甲管理者がサービス詳細説明書記載の提供機能を利用出来るよう、乙所定の初期設定を行います。

ｂ．管理者ＩＤの発行
乙は、甲管理者がダッシュボードを利用する際に使用するＩＤおよびパスワード（以下「管理者ＩＤ等」という）を甲に提供します。

（２）　利用サービス
乙は、甲との本サービスの実施期間中、以下の機能を提供します。

ａ．提供機能
乙は、サービス詳細説明書記載の機能を、本サービスの実施期間中継続して提供します。

ｂ．ＩＤ契約数追加
乙は、甲の申請に基づき、本サービスにより管理する対象となる利用者数（以下「ＩＤ契約数」という）を追加します。この場合、甲は本サービスの実施期間中に次項第（４）号に記載の作業を実施することでＩＤ契約数を追加することができるものとします。

５．　料金月、実施期間、利用数および利用金額
（１）　本サービスの料金月は、毎月１日から末日までとします。
（２）　開通日および契約期間
a.　「ネットワークサービス利用規約」第７条の定めに関わらず、利用サービスのサービス開始日は、乙が甲から申し込みを受けて当該サービスにかかる準備を行い甲に対して利用可能となった旨の通知をした日（以下「開通日」という）とします。
b.　利用サービスについてはサービス開始日から１年間継続するものとします。ただし、期間満了の１ヵ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに１年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。また、前記にかかわらず、ＩＤ契約数追加により追加されたＩＤのサービス実施期間の終了日は、利用サービスの実施期間終了日と同様とします。
（３）　「ネットワークサービス利用規約」第８条第３項（３）号の定めに関わらず、利用サービスの毎料金月の従量払利用金額は、ＩＤ契約数に明細表記載の単価を乗じた金額とし、毎料金月の初日に発生するものとします。
（４）　甲は、ＩＤ契約数を実施期間の途中で追加する場合、乙の定める期日までに乙所定の方法で既に利用のＩＤ契約数と追加する数量を合計した総数のＩＤ契約数を通知するものとします。乙は、当該通知をうけた後、ＩＤ契約数追加の為に必要な手続きを実施するものとし、その完了をもってＩＤ契約数は変更されるものとします。
なお、ＩＤ契約数の削減については、実施期間途中では行えません。契約更新時のみ、乙の定める期日までに乙所定の方法で乙の定める期日までに乙所定の方法で既に利用のＩＤ契約数から減じるＩＤ数を削減した総数のＩＤ契約数を通知するものとします。
（５）　甲は、実施期間満了前に利用サービスを中途解約する場合、当該中途解約により終了する利用サービスに掛かる明細表記載の従量払契約金額に残存期間月数を乗じた金額に相当する金額を中途解約料金として、中途解約日までに、乙に支払うものとします。なお、甲が利用サービスを中途解約する場合、甲は中途解約日を当該中途解約日の２か月前までに、書面をもって乙に通知するものとします。

６．　初期設定、ＩＤ契約数追加の作業終了通知
乙は、初期設定またはＩＤ契約数追加の作業終了後、すみやかにＥ－ｍａｉｌによる開通通知（以下「開通通知」という）により、作業の終了を甲に報告するものとします。甲は、当該開通通知の受領後速やかにその内容を確認するものとします。当該内容の確認をもって、初期設定またはＩＤ契約数追加の完了とします。

７．　サービス提供時間帯
本サービスにおける利用サービスの提供時間帯は２４時間３６５日とします。

８．　サービスの停止
乙は、次のいずれか一つの事由に該当したとき、事前の通知なく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止出来るものとします。また、当該事由が十分且つ直ちに解消されない場合、乙は書面による通知により、直ちに本サービス契約の全部または一部を解約出来るものとします。本サービスの停止期間中も、本サービス契約が解約されるまでの間、本規約に定める条件に従い、本サービスに係る支払いは継続するものとします。
なお、乙は本項に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、基本実施期間満了前に、乙が本項により本サービス契約を解約する場合、甲は第５項第（３）号に定める中途解約料金を直ちに乙に支払うものとします。ただし、サービス実施期間満了時はこの限りでないものとします。
a.　甲または利用者による本サービスの利用により本サービスもしくは第三者にセキュリティリスクを生じさせる場合
b.　甲による本サービスの利用が詐欺的である場合
c.　本サービスの利用が乙もしくはそのグループ会社に何らかの責任を生じさせる場合
d.　甲または第三者が、支払義務の不履行があった場合、その他、本サービス契約（「ネットワークサービス利用規約」、本別表、「サービス詳細説明書」等を含む）の定めに一つでも違反した場合
e.　甲が、通常業務を停止したとき、もしくは停止する見込みがある、または、破産、清算、解散、その他同様の手続きにかかる場合（当該状況について乙が認める形で解消されるまで）

９．　サービスに関する問い合わせ
（１）　技術サポート
乙は本サービスの実施期間中、甲サービス管理者からの本サービスに関する仕様または設定方法に関する質問を、甲管理者を窓口としてＥ－ｍａｉｌで受け付けるものとします。なお、Ｅ－ｍａｉｌによる問い合わせの受付時間帯は２４時間３６５日、回答時間帯は平日９：００～１７：００とします。
なお、乙は本別表に定められている以外の甲が個別に導入したサービスおよびソフトウェア、本サービスと組み合わせて使用されるソフトウェア、または乙サービス環境の内部構造に関する質問について、技術サポートを提供する義務を負わないものとし、甲は自己のアプリケーションならびに本サービスを利用するために甲または利用者が使用するソフトウェア、ＡＰＩ、情報処理装置、情報記録装置等に関する技術サポートについて、自ら責任を負うものとします。
（２）　障害受付
本サービスに障害が発生した場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、甲管理者のみを窓口として電話またはＥ－ｍａｉｌで受け付けます。受付時間帯は２４時間３６５日とします。
なお、甲設備の設定、動作不良等についてはサポート対象外となります。

１０．　本サービスに対する乙の責任
（１）　本サービスの利用不能、その他本サービスに関して乙が甲に対して負う損害賠償責任は、「ネットワークサービス利用規約」第１９条の定めが全てであり、乙は「ネットワークサービス利用規約」第１９条に定める責任のほかは何ら責任を負わないものとします。
（２）　本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行があったとしても、既に発生した甲の支払義務が免除または軽減されることはなく、甲は本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行が生じたことを理由として弁済を拒否または留保等してはならないものとします。

１１．　免責
本サービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限られない）であり、乙は当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。
（１）　甲が本サービス契約（「ネットワークサービス利用規約」、本別表、「サービス詳細説明書」等を含む）に定める義務を遵守しないことに起因して障害、不具合、利用不能となった場合
（２）　甲が第３項の条件を満たさないことに起因して本サービスの提供ができない場合、または中断した場合
（３）　「ネットワークサービス利用規約」第２６条に定める本サービスの提供の中断を行った場合

１２．　不可抗力
甲および乙は、本サービス契約に基づく金銭債務以外の義務の履行遅延または履行不能につき、当該遅延または不履行が自己の合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。当該原因には、第三者による攻撃および違法行為、または自然災害、戦争、暴動、紛争、テロ行為、労働争議その他の産業騒乱、封鎖、通商停止、政府の行為もしくは命令、停電、火災、その他ネットワーク、装置またはソフトウェアの故障または誤作動を含むものとします。

１３．　サービス終了時のデータの取り扱い
乙は本サービスの終了時に、甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータを消去するものとします。甲は当該データが必要な場合、本サービスの実施期間中にサービス詳細説明書に従い、当該データをダウンロードしておくものとします。

１４．　知的財産権の帰属
（１）本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等にかかる知的財産権は、乙または第三者（以下「ライセンサー」という）に帰属するものとします。甲は当該ソフトウェアおよびコンテンツ等の企業秘密または基礎的ノウハウ等を明らかにする目的のために、ダウンロード、模写、複製、改造、他に適合させること、修正、強化、翻訳、二次創作物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、その他、非公開の内部構造を解析する行為を行ってはならないものとします。
（２）本サービスの一部において、甲は本サービスにおいて利用することが出来るライセンサーのソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがあるものとします。甲は本サービスにより提供されるライセンサーのソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む）を使用するにあたり、乙が提示するライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、ライセンサーが当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。サービス詳細説明書等において、本サービスの利用方法および本サービス上で動作するもしくは本サービスを利用するウェブもしくはアプリケーションの構築方法に適用される方針、規則または制約が規定されることがあり、甲および利用者はそれらを遵守しなければならないものとします。
（３）乙はライセンサーによるソフトウェア・ライセンスまたは当該ソフトウェアのサポートの満了または終了等により、当該ソフトウェアの提供を終了することが出来るものとします。このとき、乙は甲に対して、その旨を事前に通知するものとし、甲は当該ソフトウェアの提供終了期日までに当該ソフトウェアの利用を停止し、技術的に可能である場合には当該ソフトウェアを削除するものとします。なお、当該提供終了期日後も甲において停止および削除が実施されなかった場合、乙は当該ソフトウェアが格納された甲設備からのアクセスを乙の裁量でアクセス制限することが出来るものとします。
（４）甲は本サービスを利用するために必要な範囲で、乙が甲に提供したドキュメント（それらの著作権も乙に帰属します）の全部または一部を複製することができます。（ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く）
（５）甲は本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等を、本サービスと類似の製品やサービスの開発、出力事業の操業等に利用すること、本別表およびサービス詳細説明書に記載の無い用法、法律に違反する使い方で、使用しないこととします。
（６）甲は本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等の、著作権と商法表示を含む全ての知的財産権の表示および免責事項を削除してはならないものとします。

１５．　情報セキュリティ
（１）　乙は乙サービス環境に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。本サービスおよび甲データの情報セキュリティに関

する乙の責任は当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙サービス環境の内における甲のデータを保存および処理するために使用される乙設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設備同様の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。なお、政府の規制の変化、その他の理由により、乙は甲に対して甲設備に関するセキュリティ上の措置を要求することがあり、甲はこれに応じるものとします。

（２） 甲は乙サービス環境において動作するハードウェアまたはソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲が乙サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲は直ちに乙に対して通知すると共に、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は脆弱性が乙サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回復するための合理的な努力を行うものとします。

（３） 乙は甲による本サービスの利用の過程で生じた甲データの滅失、毀損、紛失、漏えい等に関して、その発生原因を問わず、甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

１６． 通知

（１） 本サービス契約に基づく乙から甲に対するすべての通知は書面（Ｅ－ｍａｉｌによる送信等を含む）により、サービス申請書または他の書面で指定された宛先に送付されるものとします。

（２） 乙から甲に対するＥ－ｍａｉｌによる通知は、別途当該Ｅ－ｍａｉｌに記載されない限り、乙から甲に送信された時点で、甲に通知されたものとみなすものとします。

１７． 乙グループによる情報共有

乙およびその委託先は、どの地域で活動しようとも、本サービス契約の履行に関連して、甲の従業員その他の関係者の業務連絡先の情報を保持することが出来るものとします。

１８． 個人情報保護

サービス申請書に記載された甲の個人情報の取扱いについては、以下となります。

（１） 乙においては、本サービス提供に関する範囲（開通、運用等）のみで利用するものとします。

（２） かもめ社においては、「個人情報保護方針」（https://kamome-e.com/privacy-policy）に準じて取扱われることに同意するものとします。また、甲データの取扱いをかもめ社がその委託先に委託する場合があることに同意するものとします。

１９． 留意事項

（１） 本サービスの実施期間において、利用停止等により甲が本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。

（２） 甲は料金の支払を不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額の２倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、乙が別に指定する期日までに支払うものとします。

（３） 利用規約の定めに関わらず、甲は契約金額について支払い期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について、月１．５％の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を遅延損害金として、乙が指定する期日までに支払うものとします。

（４） 本サービスを構成する全ての著作権、産業財産権、知的財産権その他一切の権利は、乙、かもめ社、およびその他の正当な権利者に帰属しており、甲に譲渡するものではなく、本契約、利用規約および本別表に別に定める場合を除き、甲に対し使用許諾等するものではありません。

（５） 甲が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。

（６） 乙は甲の本サービスの利用履歴等の情報から、甲の個人を特定できない形式による数字、統計データ等を作成し、当該統計データ等につき何らの制限無く、市場調査等に利用できるものとします。

（７） 甲における管理者ＩＤ等の管理について

a. 管理者はＩＤ等を善良な管理者の注意を以て適切に管理し、これらが第三者に漏洩しないように厳重に保持する義務が有ります。当該管理者ＩＤ等を第三者に利用、貸与、譲渡、売買、貸入、公開等をすることは出来ません。なお、管理者は、管理者の範囲内で他管理者を設定（追加）する行為については前項の例にはあたりません。

b. 管理者が管理者ＩＤ等を紛失した場合、再発行が不可能になる場合が有りますので、甲の管理者は自己の責任においてこの管理を行うことが本サービス利用上の必須条件となります。

c. 管理者における管理者ＩＤ等の管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用および不正アクセス等による損害の責任は甲が負うものとし、乙は一切の責任を負いません。また、甲が不正使用やセキュリティ上の侵害を発見した場合には、直ちに乙に通知する必要があります。

d. 管理者は、コンピュータシステムにおけるウィルス、ワーム、トロイの木馬、その他の有害かつ破壊的なコンテンツから管理者自身と管理者のコンピュータシステムを保護するために、必要に応じて予防策をとる責任があります。乙は管理者が何らかの方法で取得した外部コンテンツに起因する損害に対しては如何なる責任も負うものではありません。

（８） 甲における管理者について

a. 管理者は、本サービスの利用に関する規定を他管理者に対しても周知させ、適正なる利用を維持させるものとします。

２０．品目一覧

本サービスの品目は、以下の通りとします。

| 品　名 | 型名 | 備　考 | 支払種別 | 単位 |
|---|---|---|---|---|
| ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　ＩＤマネージャー　初期費 | ＮＳ２Ｆ６１１Ｓ | ・初期費 | 従量料金制（一括払） | 式 |
| ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　ＩＤマネージャー　利用料 | ＮＳ２Ｆ６１１Ｇ | ・課金対象は別途定める申請に応じたＩＤ契約数分・最低ＩＤ契約数は１，０００ＩＤとする | 従量料金制（従量払） | ＩＤ |

［変更内容］

（２０２１年９月３日）本別表を適用します。

［凡例］

本別表では、以下の略称を用いています。

| 略　称 | 名　称 |
|---|---|
| ＳａａＳ | Ｓｏｆｔｗａｒｅ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ |
| ＩＤ | Ｉｄｅｎｔｉｆｉｅｒ |

以　上

別表Ｎｏ．Ｎ０２２Ｅ